

第 7 次都留市総合計画基本構想（案）に対する意見募集について

都留市パブリック・コメント制度実施要綱に基づき、次のとおり「第 7 次都留市総合計画基本構想（案）」を公表し、市民の皆様からご意見を募集します。

事 項	内 容
施策等の案の名称	第 7 次都留市総合計画基本構想（案）
施策等の案を立案した趣旨、目的及び背景	本市では、第 6 次都留市長期総合計画に基づき、将来像の実現に向け、各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。 第 6 次都留市長期総合計画が令和 8（2026）年度をもって終了することから、人口減少、少子高齢化、産業構造の変化、デジタル化、気候変動などの社会環境の変化や地域課題、市民ニーズを踏まえ、令和 9（2027）年度以降の市政運営及びまちづくりの指針となる「第 7 次都留市総合計画」を策定します。 このたび、都留市自治基本条例に掲げる市民自治の理念を土台として、基本理念、計画の構成と期間、まちの目指す将来像、5 つの分野におけるまちづくりのテーマ、政策並びに課題と方向性を示す基本構想（案）を取りまとめましたので、市民の皆様から広くご意見を募集します。
施策等の案の概要	【基本理念】 都留市自治基本条例に掲げる市民自治の理念を、これからの市政運営の変わらない土台とします。この理念を受け継ぎながら、これまで以上に変化の速い時代に対応するため、「市民起点」「実行」「挑戦」「共創」「循環」「未来への責任」を市政運営の基本姿勢とします。 【計画の位置付けと構成】 都留市自治基本条例に基づく市政運営の最上位の指針として位置付けます。長期的なまちの将来像と 5 つの分野ごとのテーマ及び政策を示す「基本構想」、その実現に向けた施策を示す「基本計画」、具体的な事業と財源を毎年度の予算と連動させる「実施計画」の 3 層で構成します。 【計画期間】 基本構想は、令和 9（2027）年度から令和 20（2038）年度までの 12 年間とします。基本計画は、前期・中期・後期の各 4 年間とします。実施計画は、毎年度の予算編成と連動させ、機動的に見直します。

	【まちの目指す将来像】 「学びと活力で未来をひらく 安心のまち つる」 【まちづくりのテーマ】 1. 子育て・健康・福祉分野 「いつでもすこやかに暮らせる安心」 2. 産業・インフラ分野 「まちに活力がある安心」 3. 教育分野 「多様な学びが実践できる安心」 4. 環境・安全・コミュニティ分野 「いつまでも住み続けられる安心」 5. 行財政運営分野 「まちづくりに声が届く安心」
施策等の案を立案する際に整理した論点	○市民自治の理念に基づく市政運営 都留市自治基本条例に掲げる市民自治の理念を市政運営の土台とし、市民、議会及び市が共に考え、共に行動し、共に創るまちづくりを進めます。また、「市民起点」「実行」「挑戦」「共創」「循環」「未来への責任」を基本姿勢とし、市民の声を施策へ反映するとともに、その成果を共有しながら、検証と改善を重ねる市政を進めます。 ○人口減少・少子高齢化と社会環境の変化への対応 人口減少、少子高齢化、産業構造の変化、デジタル化、気候変動などに対応し、将来にわたって持続可能な地域社会を形成するための方向性を整理しました。 ○安心と挑戦を両立するまちづくり 子育て、福祉、医療、教育、生活基盤、防災など、市民生活を支える「守る安心」を確保するとともに、地域産業、起業、人材育成、大学等との連携など、未来を創る「挑戦」を進めます。 ○5つの分野における課題への対応 子育て・健康・福祉、産業・インフラ、教育、環境・安全・コミュニティ、行財政運営の5つの分野について、現状と課題を整理し、将来像の実現に向けた政策の方向性を示しました。 ○計画の実効性と柔軟な進行管理 計画の策定自体を目的とせず、「計画 → 実行 → 検証 → 改善」を繰り返すことにより、数値による成果だけでなく、市民が暮らしの中で実感する変化を重視し、社会情勢、市民ニーズ、施策の成果及び財政状況に応じて、柔軟かつ迅速に対応します。 ○持続可能な行財政運営 事業の目的、成果、費用対効果及び市民ニーズを検証し、事業の見直し、デジタル・トランスフォーメーション（DX）、公共施設の有

	効活用、官民連携などによって生み出した財源や人的余力を、市民の暮らしを守る「人への投資」と本市の将来をつくる分野へ再配分します。
市民等が施策等の案を理解するために必要な関連資料	○第7次都留市総合計画基本構想（案） ○パブリック・コメント_参考資料

（公表日及び意見の募集期間）

- 公表日 令和8年10月23日（金）
- 意見の募集期間 令和8年10月23日（金）～令和8年11月13日（金）
【最終日は午後5時15分まで】

（意見の提出方法） 次のいずれかの方法によりご意見をお寄せください。

- 直接提出
 - 郵送 〒402-8501（住所不要）
都留市役所企画課企画担当 宛
 - F A X （45）5005（送付書を添付してください。）
 - E-mail kikaku1@city.tsuru.lg.jp
- ※意見書の様式は自由ですが、案件名、氏名、住所、連絡先のご記入をお願いします。
ご記入がない場合は、受け付けられませんのでご了承ください。

公開の方法

- 市ホームページ
市ホームページに基本構想（案）を掲載します。

●閲覧場所

- ・企画課 企画担当
- ・都留市役所（総務課法制広報担当）
- ・いきいきプラザ都留
- ・各地域コミュニティセンター

【月曜日～金曜日（祝日は除く）8時30分～17時15分】

- ・都留市立図書館

【火～日曜日、祝日（月曜日が祝日の場合は閲覧可。翌日の火曜日は休館）
火～木曜日は9時30分～19時、金～日曜日は9時30分～17時】直接持参

（お問い合わせ先）

企画課 企画担当 0554（43）1111（内線241）